

議案第34号関係資料

防災等関係事業の取扱いについて

平成 15 年 12 月  
秋田市・河辺町・雄和町  
合併協議会

(様式1)

## 行政制度等の調整方針(案)総括表

### (29) 防災等関係事業

総務専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	避難場所の指定				B	
2	避難標識整備				B	
3	防災施設及び災害時備蓄品				B	
4	防災組織(体制)				B	
5	防災訓練				B	
6	災害対策本部				B	
7	地域防災計画及び防災会議				B	
8	災害時の相互応援支援協定・消防事務委託				B	
9	災害予防・災害応急対策に関する連絡調整				B	
10	災害報告				B	
11	秋田県総合防災情報システム				A	
12	自主防災組織育成事業		×		B	
13	総合防災訓練		×		B	
14	不発弾		×	×	B	
15	飲料水兼用耐震性貯水槽		×	×	B	
16	秋田県消防防災ヘリコプター				B	
17	震度情報ネットワーク				A	
18	水防関連事業				B	
19	秋田市テロ関連情報部		×	×	B	
20	防災行政無線				B	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

## 行政制度等の調整方針(案)

(29) 防災等関係事業

総務専門部会

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
1 避難場所の指定	秋田市地域防災計画により指定 【避難場所】 94箇所(660,350人) 【広域避難場所】 5箇所(428,450人) 【避難所】 111箇所(42,926人)	河辺町地域防災計画により指定 【避難場所】 10箇所 【避難所】 15箇所(6,670人)	雄和町地域防災計画により指定 【避難場所】 17箇所(22,120人) 【避難所】 14箇所(5,200人)	両町の指定避難場所等の取扱い	合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町指定避難場所等については、引き続き指定する。
2 避難標識整備	秋田市内99箇所の避難場所のうち、79箇所に避難標識を設置している。避難標識を設置できない箇所には、避難地案内板を付近に設置している。また平成19年の秋田国体を目途に全ての標識の形状を変更すると同時に、新ビクトグラムを取り込んだデザインに変更する。防災会議で新たに指定された場合、新規に設置する。	河辺町内10箇所の避難場所に対し、3箇所の避難場所看板を設置している。	雄和町内17箇所の避難場所に対し、平成13年度、避難場所看板を5箇所設置している。防災会議で新たに指定された場合、新規に設置する。	標識のデザインが異なる。また、1市2町とも、標識未設置箇所がある。	標識のデザインについては、合併時に秋田市の制度に統一する。また、標識未設置箇所については、順次計画的に設置する。
3 防災施設および災害時備蓄品	【防災施設】 なし(秋田県地域防災計画に防災拠点として定められている市役所庁舎の他、土崎、新屋の2支所を整備していく方向で検討中) 【備蓄品目】 公共施設のほか、避難場所等に指定されている学校等の避難収容施設に備蓄している。(毛布、乾パン、白米、粉ミルク、ほ乳瓶、タオル、石鹸等)	【防災施設】 なし 【災害備蓄品】 災害時における復旧用の資機材および生活必需品を河辺町水防倉庫(岩見三内)に備蓄している。 【備蓄品目】 資機材(メガホン、ライト、軍手、担架、救助用工具セット等)、生活必需品(使い捨て食器、救急箱、毛布等)、食料品(乾パン、サバイバルフーズ、缶詰等)	【防災施設】 なし(雄和町地域防災計画により町および防災機関は災害発生時等は円滑な防災活動ができるよう施設、資機材の整備を図る) 【備蓄品目】 役場、他役場施設1箇所に保管(毛布、タオルケット、給水ポリタンク、防水シート、懐中電灯、食器等)	備蓄品目が異なる。	現在、両町にて備蓄している品目については、そのまま継続備蓄する。なお、合併後秋田市の備蓄品の一部を、両町に分散配備する。また、備蓄計画を見直し、備蓄品目を統一する。
4 防災組織(体制)	【第1配備(秋田市災害警戒対策室)】 防災対策課長以下 【第2配備(秋田市災害警戒対策部)】 総務部長以下 【第3配備(秋田市災害対策本部)】 市長以下全職員	【第1号配備(河辺町災害警戒部)】 震度4の地震発生他、配備人員30名 【第2号配備(河辺町災害対策部)】 震度5弱、強の地震発生他、配備人員61名 【第3号配備(河辺町災害対策本部)】 震度6弱の地震発生他、配備人員町長以下全職員	【第1次配備(災害警戒対策室)】 震度4の地震発生他、配備人員5名 【第2次配備(災害警戒対策本部)】 震度5弱、強の地震発生他、配備人員20名 【第3次配備(災害対策本部)】 震度6弱以上の地震発生他、配備人員町長以下全職員	配備基準、体制が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一し、地域防災計画の一部修正作業を行う。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
5 防災訓練	県民防災意識高揚強調週間(5/20から5/26)の期間中、市民の防災意識の高揚を図ることを目的に、市内の各事業所・学校・施設・町内会等に防災訓練の実施を呼びかけている。訓練内容としては、初期消火訓練、避難訓練、救護救出等がある。	【消防訓練(年2回)】 春、秋の火災予防運動時に町内3地区持ち回りで消防団の駆付訓練を実施 【水防訓練】 6月開催の秋田地区水防訓練に出場	【消防訓練(年1回)】 春の火災予防運動時に、消防団の駆付訓練を実施 【水防訓練】 6月開催の秋田地区水防訓練に出場		合併後はそれぞれの地域の実情を加味して訓練の実施を推奨していく。
6 災害対策本部	【設置基準】 震度5強の地震発生時 津波警報発令時 その他 【現地災害対策本部の設置】 災害対策本部長が必要と認めたととき 現地災害対策本部長および本部員等は災害対策本部長が指名する者 常に災害対策本部と連絡を保ち、適切な措置を講ずる。 編成：市長以下37名	【設置基準】 町内全域にわたって災害が発生したとき 局地的な災害により被害が予想される場合に本部全活動力を必要とするとき 災害救助法を適用する程度の災害が発生したとき 震度6弱以上の地震が発生したとき その他 編成：町長以下25名	【設置基準】 町内全域にわたって災害が発生したとき 町内で震度6弱以上の地震が発生したとき 局地的な災害により被害が予想される場合において本部全活動力を必要とするとき 【編成】 要員の全員をもって当たる完全体制とし、状況による応援組織が直ちに活動できる体制とする。	災害対策本部の設置基準が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一し、地域防災計画の一部修正作業を行う。
7 地域防災計画および防災会議	【秋田市地域防災計画】 総則編、震災対策編、一般災害対策編、資料編で構成(最新版はH11.3で本年度修正年度となっている) 【秋田市防災会議】 会長は市長、委員には1号から8号までの50名が指定されている。報酬は防災会議委員7,300円、専門委員は20,000円	【河辺町地域防災計画】 一般災害対策編、震災対策編、参考資料で構成(最新版はH12.7版) 【河辺町防災会議】 会長は町長、1号から6号までの36名が指定されている。	【雄和町地域防災計画・雄和町防災会議条例】 目的、所掌事務、会長および委員、専門委員、部会、議事等を定めた条例に基づき構成 【雄和町防災会議】 会長は町長、1号から7号までの33名が指定されている。報酬は防災会議委員7,000円(1回)		合併時に秋田市の制度に統一し、地域防災計画の一部修正作業を行う。
8 災害時の相互応援支援協定・消防事務委託	【秋田市消防本部との業務協定等関係】 11種 【自治体間の協定】 6種 【民間団体との協定】 4種 【指定地方行政機関との協力】 1種	【協定】 大規模災害時の北海道・東北8道府県相互応援に関する協定 秋田県広域消防相互応援協定書 秋田市、河辺町、雄和町消防相互応援協定 【消防事務委託】 河辺雄和地区消防一部事務組合規約	【協定・覚書】 消防相互応援協定(書) 非常災害時等における協力に関する協定書 災害時における雄和町内郵便局、雄和町間の協力に関する覚書 災害時(非常時)における応援に関する協定書 災害時における応援協定書	1市2町で異なる協定、覚書がある。消防事務委託の取扱い	同種の協定、覚書は、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、両町独自の協定、覚書については、そのまま引き継ぐものとする。また、消防事務委託は、合併時に秋田市消防本部へ移管する。

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田 市	河 辺 町	雄 和 町		
9 災害予防・災害応急対策に関する連絡調整	災害時には、警察や消防、自主防災組織リーダー、市職員を通じて情報を集約・伝達する。また庁内において緊急対応連絡体制を整備している。 【通信施設の現況】 秋田市防災行政無線 災害時優先電話 非常緊急通話用電話 防災相互通信用無線機 衛星通信システム(県統制)	災害発生時の情報の集約および町民への情報伝達・連絡調整が速やかにできるようにしている。 【通信施設の現況】 防災行政無線 衛星携帯電話	災害時には、消防・警察・自主防災組織や町職員による災害情報等を収集し、災対本部から各応援要請・避難勧告等の必要性の有無を判断できるよう集約。庁内では災害初動マニュアルを活用する 【通信施設の現況】 防災行政無線 災害時優先電話 非常緊急電報 衛星通信システム(県統合)	災害発生時における、通信手段が異なる。	緊急連絡体制は、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、不感地帯対策や情報提供のあり方を検討する。
10 災害報告	災害(火災を除く)が発生したときは次の区分により県総合防災課へ報告。 【報告の種類】 災害概況報告 災害即報 災害確定報告	左同	左同		合併時に秋田市の制度に統一する。
11 秋田県総合防災情報システム	衛星通信とデータ通信により県庁統制局と市町村、消防本部をネットワークで結び各種情報を収集伝達するため設置された。 【システム概要】 衛星通信：音声、映像、FAXの情報交換 データ通信：災害情報の伝達、交換・衛星10回線、着信2回線、FAX2回線の計14回線が接続・運用されている。	衛星通信とデータ通信により県庁統制局と市町村、消防本部をネットワークで結び各種情報を収集伝達するため設置された。 【システム概要】 衛星通信：音声、映像、FAXの情報交換 データ通信：災害情報の伝達、交換・衛星1回線、電話回線4回線の計5回線が接続・運用されている。	衛星通信とデータ通信により県庁統制局と市町村、消防本部をネットワークで結び各種情報を収集伝達するため設置された。 【システム概要】 衛星通信：音声、映像、FAXの情報交換 データ通信：災害情報の伝達、交換		県が導入したシステムであり、現行のまま運用する。
12 自主防災組織育成事業	自主防災組織の結成促進 未組織町内会への説明会開催、地区協議会へのお願い、文書の発送 既存組織の育成 訓練開催と参加呼びかけ、市リーダー研修会の開催、会報作成配布、講演会の開催 コミュニティ助成事業を活用した防災資機材の助成 新規結成組織への助成、既存組織への追加助成	未実施	婦人団体を自主防災組合として位置づけ運用されている。主な事業として、研修会 防災訓練(炊き出し訓練) 各家庭への呼びかけ(火の用心)があり、事業費用は町補助金、各自治会等の補助金を利用 町の補助金額は毎年4月1日現在の加入世帯数で算出している。 均等割7,000円 世帯割200円	自主防災組織の結成単位が異なる。 また、雄和町では自主防災組織に対し、補助を行っている。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
13 総合防災訓練	防災週間期間中(8月下旬から9月上旬)、秋田市内を中央・南・北のブロックに分割し、各ブロックの地理的状況や諸条件を加味し、ライフラインの訓練等25種目程度の訓練を実施する。 平成15年度は、秋田市御所野地区において42機関1,500名が参加・実施している。	未実施	県民防災意識高揚強調週間時(5月下旬)に、毎年4地区の町内を持ち回りで、小・中学校、保育所、施設・消防団等約500人が、約10種目程度の訓練を行っている。	河辺町のみ未実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
14 不発弾	不発弾が陸上で発見された場合、市の要請により自衛隊が処理し市で経費を負担している。なお、500万円を超える経費については国から交付金が交付される。 処理個数：112個(S27以降) 発生原因：昭和20年の米軍空襲 発生現場：日石秋田製油所周辺及び秋田港周辺	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
15 飲料水兼用耐震性貯水槽	通常給水管として通水しているが、災害時には貯水槽として役割を果たし飲料水及び消火水利として使用することができる。 設置場所：秋田市八橋運動公園1基 耐震性：震度7程度 吸水量：100立法延10,000人に対し3日間可能	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
16 秋田県消防防災ヘリコプター	秋田県消防防災ヘリコプター緊急運行要領に基づき、災害応急対策や救助活動等その必要性が認められる場合に要請する。要請は市町、消防本部となる。	秋田県消防防災ヘリコプター緊急運行要領に該当する場合に要請する。要請方法は、消防防災航空隊に電話等で速報後、秋田県消防防災航空隊出動要請書によりFAXにて要請する。	左同		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
17 震度情報ネットワーク	<p>阪神・淡路大震災を契機として、地震発生時の地方公共団体における初動活動を迅速するために計測震度計が整備されている。</p> <p>【設置場所】秋田市消防庁舎前1基 防災科学技術研究所の強度観測網(K-NET)強震計が秋田市八橋運動公園に1基設置されている。</p>	<p>地震発生時の震度計測、震度伝達システムとして設置されている。</p> <p>【設置場所】 河辺町庁舎裏(中央保育園側)1基、システムは町民生活課に設備されている。</p>	<p>地震発生時の震度計測、震度伝達システムとして設置されている。</p> <p>【設置場所】 雄和町庁舎裏側 1基</p>		<p>県が導入したシステムであり、現行のまま運用する。</p> <p>なお、雄和町の設置場所は軟弱地盤のため、移設を検討する。</p>
18 水防関連業務	<p>上流域の降雨の状況や各河川の水位の上昇量、降雨状況等により準備体制、警戒体制、非常体制および「秋田市水防本部」の設置などの応急体制をとっている。水防については、消防団が水防団を兼務している。また「秋田市水防協議会」を設置し、水防計画その他の水防に関し重要な事項を調査審議している。</p>	<p>岩見川上流域の降雨の状況や各河川の水位の上昇量、降雨状況により災害警戒部、災害対策部、災害対策本部の設置などの応急体制をとっている。水防については消防団が兼務している。また岩見三内に水防倉庫があり土嚢等資機材を備蓄している。</p>	<p>雄物川をはじめ、その支流などの河川の水害が発生し、または発生する恐れのある場合、的確な事前処理および応急対策を講ずるため、第一次配備(準備体制)・第二次配置(警戒体制)・第三次体制(非常体制)および「水防本部の設置」体制をとっている。水防団は消防団が兼務、また「雄和町水防協議会」を設置している。</p>		<p>合併時に秋田市の制度に統一し、地域防災計画の一部修正作業を行う。</p>
19 秋田市テロ関連情報部	<p>「9.11米国同時多発テロ」を契機とする国内テロ事件発生に対応するため設置。組織体制は秋田市地域防災計画に基づく秋田市災害警戒対策部の配置基準・活動内容を準用。</p> <p>【設置月日】 平成13年10月11日</p> <p>【組織体制】 総務部以下11部とその他の代表22人で構成</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
20 防災等行政無線	固定局(2) 電話交換室、大森山動物園各1か所  移動無線(防災行政用) 呼び出し名称 ぼうさいあきた 基地局 秋田市役所内  車載型無線装置 呼び出し名称 あきた 公用車21台  携帯型無線装置 呼び出し名称 あきた 市役所9台  可搬型無線装置 呼び出し名称 あきた 1台	移動無線(防災行政用) 呼び出し名称 ぼうさいかわべ 基地局 河辺町役場内  車載型無線装置 呼び出し名称 ぼうさいかわべ 1~5,17 公用車6台  携帯型式無線装置 呼び出し名称 ぼうさいかわべ 6~10, 12~16 役場10台  可搬型無線装置 呼び出し名称 ぼうさいかわべ 11岩見三内支所	固定局(1) 役場事務室、1か所  移動無線(防災行政用) 呼び出し名称 ぼうさいゆうわ ゆうわまち 基地局 雄和町役場内  車載型無線装置 呼び出し名称 ぼうさいゆうわ 公用車7台  車載型無線装置 呼び出し名称 ゆうわまち 消防積載車(軽四輪積載車)4台  携帯型無線装置 呼び出し名称 ぼうさいゆうわ 役場1台	周波数や通信エリア が異なり、現在の設 備では一体運用がで きない。 また、両町とも行政 無線としての活用は していない。	合併時に秋田市の制 度に統一し、防災無 線として現況のまま 活用を図る。